

京都市ハラスメント調査委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ハラスメントに関する苦情を迅速、公正に処理し、もって、職員が対等なパートナーとして快適に働く就業環境を実現するため、京都市ハラスメント防止に関する方針に基づき設置する京都市ハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員及び行財政局人事担当局長が指名する職員3名をもって構成する。ただし、申出人が教育委員会事務局職員であるときは、別表中の行財政局人事部人事課長を教育委員会事務局総務部総務課長に代える。

2 前項の委員については、男性及び女性が少なくとも3名ずつ含まれていなければならないものとする。

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は、市長の事務部局に置かれる統括監察員とする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(委員会の任務)

第4条 委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 申出人及び加害者とされる者（以下「関係者」という。）、上司等からの事情聴取

(2) 改善策の取りまとめ

(3) 改善策の実行に向けての指導及び監督

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会において必要と認められた事項

(相談窓口等からの意見聴取)

第5条 委員会は、必要に応じて、相談窓口及び関係機関等から意見を聴くことができる。

(対象範囲)

第6条 この要綱は、市長の事務部局、市会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局における職員に関する苦情について適用する。

(プライバシーの保護)

第7条 苦情処理に当たっては、関係者のプライバシー保護に努め、特に、申出人が相談をしたことによって、不利益を被ることのないよう留意しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政局コンプライアンス推進室において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員

長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

市長の事務部局に置かれる統括監察員、同監察員（行財政局 コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課長の職に ある者に限る。）、 行財政局人事部人事課長、 文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進課長、 人事委員会事務局調査課長
